

神奈川県EV・FCV認定カード交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気自動車（EV）及び燃料電池自動車（FCV）の普及を推進する神奈川県が、電気自動車又は燃料電池自動車（以下「電気自動車等」という。）であることを認定するカードを交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 電気自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に記載された燃料の種類が電気である自動車
- (2) 燃料電池自動車 自動車検査証に記載された燃料の種類が圧縮水素である自動車

(交付対象者)

第3条 神奈川県EV・FCV認定カード（以下「認定カード」という。）交付の対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 認定を受けようとする電気自動車等の法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項（以下「自動車検査証記録事項」という。）に記載された所有者（自動車検査証記録事項に記載された所有者と使用者が異なる場合にあっては使用者）であること。
- (2) 電気自動車等の自動車検査証記録事項に記載された使用の本拠の位置が神奈川県内であること。
- (3) 神奈川県内に在住する者又は神奈川県内に事業所を有する者であること。

(認定カードの発行)

第4条 認定カードの交付を受けようとする者は、神奈川県EV・FCV認定カード交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 認定を受けようとする電気自動車等の自動車検査証記録事項の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査した上で適当と認めるときは、認定カード（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(認定カードの有効期限)

第5条 認定カードの有効期限は、2025年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年2月26日から施行する。

2 この要綱の改正前に交付された認定カードについては、第2号様式中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年1月23日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

2 この要綱の改正前に交付された認定カードについては、第2号様式中「2021年3月31日」を「2022年3月31日」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年1月21日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

2 自動車検査証が電子化される前のものである場合、改正後の第3条中「法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項に記録された」とあるのは「自動車検査証に記載された」と、第4条中「自動車検査証記録事項の写し」とあるのは「自動車検査証の写し」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

第1号様式（第4条第1項関係）

神奈川県EV・FCV認定カード交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者

郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は
名称及び代表者
の職・氏名）

神奈川県EV・FCV認定カードの交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 車名・型式

2 自動車登録番号又は車両番号

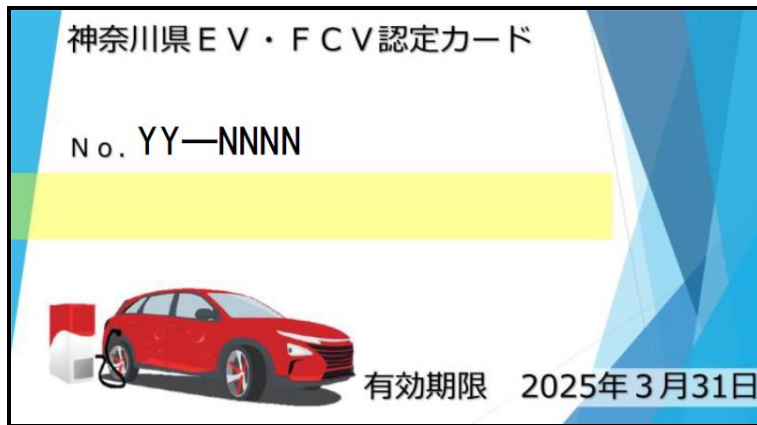
3 添付書類

- (1) 自動車検査証記録事項の写し又は電子化前の自動車検査証の写し
- (2) その他、知事が必要と認める書類

(連絡先)

電話番号	
FAX番号	
電子メール	
(法人の場合記入) 担当者の所属名及び氏名	

第2号様式（第4条第2項関係）
（表面）



（裏面）

